

令和元年生駒市農業委員会第11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和元年11月12日(火)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉  
7番 北村 由子 9番 中本 真人  
10番 中谷 佳津代  
農地利用最適化推進委員  
上武 猛 中谷 明  
北本 光美 高貝 要明  
川端 俊雄 山田 義美  
中井 啓二  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一  
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
4. 農地の一時使用及び転用について

5. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
6. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
7. 農地の転用事実に関する照会について
8. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

#### 配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 広報いこまち原稿（12/1号）
- 農業委員等の綱紀粛正について
- 農政ならNo.476
- 農業法人フェア
- 全国農業新聞記事（11/8号）集落座談会

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員

5番 池田 委員

6番 有山 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～5の申請地の位置について

阪奈トンネル出入口より西南西約1700mのところに位置する西畑町地内の農地5筆。

申請理由について

本農地は譲受人が昭和年代より小作契約により耕作していたが、譲渡人が高齢となり、営農を続けていくことが困難となってきたため、本農地のほぼ隣地に居住の譲受人が売買により本農地を取得する次第。地目は「田」であり、水稻と玉ねぎの栽培を予定している。

要件について

農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので、

当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等は無かった。

No.6～7の申請地の位置について

あすか野住宅地と上町との境界線でかつ奈良北高等学校の西に500mのところにある農地2筆。

申請理由について

本申請は所有権を父親から息子に贈与することを目的とした申請である。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、家族で営農している農地が20アール以上あるので、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等は無かった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1～5について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 譲受人は昭和時代からこの農地で耕作しており問題ないと思う。
- 議長 議案第1号のNo.6～7について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。  
議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。
- 係員 [議案読み上げ]  
本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの。

No.1の申請地の位置について

高山大橋の南約300mのところにある高山町地内の農地。

申請理由について

譲受人は、隣地に住宅を建て替えの予定があり自家用車や親せき等の車を駐車するた

めの用地として、本農地を譲り受け、青空駐車場として利用することになった次第。

立地基準については、宅地、店舗が密集する区域であるので、第3種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく雨水は自然浸透している。また、隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

#### No.2の申請地の位置について

南田原交差点の西北西約1000mのところ position する生駒市南田原町地内の農地。

#### 申請理由について

申請者は、本農地で営農してきたが、所有している全ての農地の営農を進めていくことが難しくなってきたことから、本農地を法人が買い取り、土地の有効利用として転用し、太陽光の発電設備を設置することになった次第。

立地基準については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、地元農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員4名と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、No.1～2は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 譲渡人は高齢だが農地を多く持っているのので、このような話がまとまったものと思われる。
- 議長 議案第2号のNo.2について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。  
なお、申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経

て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○補佐 [議案読み上げ]

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。

No.1～No.3の申請地の位置について

高山ため池の北約300mに位置する生駒市高山町地内の農地3筆。

申請理由について

No.1及びNo.2の使用貸人は、高山町地内に多数の農地を所有しているが、高齢により維持することが厳しいこと、No.3の農地については登記地目は山林であるが、現況が農地であり、使用貸人は耕作経験もないことから、隣接農地で耕作されている認定農業者である使用借人に貸し出されることとなった。

使用借人は、平成23年4月から新規就農者として営農をはじめ、高山町において葉菜類を主に栽培し、ケールの他わさび菜やトマトなどのハウス栽培をされ、平成29年1月に認定農業者になっている。

要件について

現在の経営耕地面積は約55アールあり、農地取得の下限面積要件である20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月5日に、会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第4号「農地の一時使用及び転用について」

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第8号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～No.19については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第6項第1号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴う農地転用。

申請地の位置について

近鉄生駒線菜畑駅の東約400mのところに位置する東菜畑1丁目地内の農地4筆。

報告事項

資材置場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が自己の耕作事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため提出されたもの。

申請地の位置について

国道163号高山大橋の東約200mのところに位置する高山町芝地区内の農地。

報告事項

農耕用の車両を置くスペースが自宅にないため、本農地を農業用施設の駐車場として転用をするもの。

報告第4号「農地の一時使用及び転用について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第29条第6号の規定により、市町村が農地を道路の敷地に転用する場合は転用手続が不要であるが、農業委員会としては、転用行為を把握することができないため、農地転用の届出を提出してもらったことの報告。

No.6～9は、地元要望により道路改良工事及び道路排水整備工事を目的として生駒市が買収したことの届の報告である。なお、これらの工事に際し農閑期の約3ヶ月から4ヶ月の間、農地を使用するとの報告があったのがNo.1～5である。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第18条第6項に基づく届出で、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が双方合意の上、解約されたという通知を受け受理したことを報告しているもの。

なお、本届出地は議案第1号No.1～5の農地で、本届出により賃貸借契約を解除の上、売買を目的とした3条申請がでてきた次第である。

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～7は、主たる従事者が農業に従事することが不可能となる故障が発生したことを理由として、申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1 は昭和 5 5 年に農地転用手続をしたが地目が農地のままであった農地。

No.2 は、昭和 3 3 年ごろから建物の敷地として利用されていた農地。

No.3 は昭和 3 年ごろから建物の敷地として利用されていた農地。

No.4 は、昭和 5 4 年ごろから資材置場として利用されていた農地

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いとの確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第 8 号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 [議案読み上げ]

これは市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 使用貸借は登記を伴うものか。固定資産税の扱いはどのようなものか。

○主幹 登記簿に記載されない。所有者が課税される。

○委員 登記簿の地目が山林だが農地として手続するものなのか。

○主幹 基盤法での農地の取り扱いが農地法に準じているため現況の田によって扱うことになる。

○委員 生産緑地の解除はどのようにして受け付けるか。

○主幹 生産緑地については都市計画課が主に受けている。生産緑地の主たる従事者については、診断書の場合、農業経営ができないほどの体の具合の書かれたものを添付する。死亡による相続の場合、死亡日から 1 年以内に手続きする必要がある。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○補佐 「広報誌 1 2 月号（農業委員・農地利用最適化推進委員の募集）」について説明。ホームページにも掲載する。

○主幹 「農業委員等の綱紀粛清について」「農政なら No. 476」「農業法人フェア」「全国農業新聞記事（座談会の開催）」について説明。

・農業委員等の綱紀粛清について

大阪府内の農業委員会連合会が実施した研修において昼食時に飲酒していた旨について説明。今一度、農業委員会における綱紀保持の徹底を図るようにと連絡があったものである。

・「農政なら No. 476」

7 月 1 7 日に、いかるがホールにて開催された「市長村農業委員・農地利用最適

化推進委員研修会」をはじめとする記事を紹介。

- ・「農業法人フェア」について

日時：令和元年11月17日（日） 午前9時～午後5時

場所：「旬の駅ならやま」駐車場

- ・全国農業新聞記事

11月8日付の全国農業新聞で生駒市農業委員会の座談会の模様が記事で掲載された。

○主幹 集落座談会などの予定を説明〔集落座談会、農業人フェア、農地見学会の日程等説明〕

◇農業人フェア

・11月16日（土） 午前10時～午後4時30分

◇開催された集落座談会

・11/4（月・休） 午後1：00～ 山崎・谷田・菜畑の農家区合同

◇今後の集落座談会の予定について

・11/23（土・祝） 午後7：00～ 小明・俵口・辻の農家区合同

・11/30（土） 午後2：00～ 傍示農家区

・ 〃 午後7：00～ 北小平尾農家区

・12/7（土） 午後7：00～ 大門農家区

・12/13（金） 午後7：00～ 南小平尾農家区

◇農地見学会

日時：令和元年11月23日（土・祝） 午後1時～午後5時

場所：生駒市内の農園（高山町）

○補佐 人・農地プランの座談会の予定〔人・農地プランの日程等説明〕

・11/5（火） 午後1：30～ 久保・宮方の農家区合同

・11/17（日） 午後7：00～ 庄田農家区

・11/30（土） 午後2：00～ 傍示農家区

○局長 農業祭で行われた品評会の表彰式が12月4日行われる。9時30分から表彰式、11時から講演会がある。ご協力・ご参加いただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 12月 11日（水） 午後2時 401、402会議室

現地調査 12月 6日（金）

前日12月5日（木）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                      4番 染岡 政明

---

議席番号                      5番 池田 憲央

---

議席番号                      6番 有山 兼吉

---